

1. 令和5年（2023年）2月14日午前10時

豊中市教育委員会会議を豊中市立郷土資料館（講座室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継						
教	育	長	職	務	代	理	者	山	野	佳	世	子
委	員	赤	尾	勝	己							
委	員	松	本	裕	美							
委	員	堀	田	博	史							
委	員	黒	田	久	美	子						

3. 本日の議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	前回議事録の承認について
第3	教育長等の報告について
第4（議案第1号）	豊中市学校教育審議会規則の一部を改正する規則の設定について
第5（議案第2号）	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第6（議案第3号）	市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例の一部改正について
第7（議案第4号）	奨学基金条例の一部改正について
第8（議案第5号）	令和4年度（2022年度）豊中市一般会計補正予算見積要求について
第9（議案第6号）	令和5年度（2023年度）豊中市一般会計歳入歳出予算見積要求について
第10（議案第7号）	職員の身分取扱いについて
第11	その他

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	小野 雄 慈
教育政策 監	中尾 栄 一
理事	藤原 二 郎
次 長	堤 昌 子
次長兼教育総務課長	田上 淳 也
教育総務課長補佐	松村 有
教育総務課長補佐	佐加 康 彦
学務保健課長	中積 崇
学校施設管理課長	桑田 篤 志
学校施設管理課長補佐	渡辺 和 彦
社会教育課長	大澤 亮 太
社会教育課主幹	清水 篤
読書振興課長	須藤 有 美
読書振興課主幹	西口 光 夫
学校給食課長	江川 勉
教職員課長	森山 幸 雄
教職員課主幹	湯浅 安 由 里
豊中市教育センター所長	森 真 理 子
学校教育課長	田中 克 嘉
学校教育課主幹	藤崎 直 紀
児童生徒課長	杉山 眞 紀
学び育ち支援課長	岡本 淳 子
学び育ち支援課主幹	津田 晋
次長兼中央公民館長	弘中 伸 明

5. 本日の書記

教育総務課長総務係長	具志堅 興 紀
教育総務課主査	定光 絵 里

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員のみなさまにお諮りします。

新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮のため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、本日の教育委員会会議の進行につきましては、議事日程の朗読や議案の朗読は省略させていただきます。

本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりです。

山野委員

動議を提出いたします。

日程第5から日程第10までの6案件につきましては、市において調整・検討を要する意思形成過程の案件、またはプライバシー保護の見地に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、日程第11の案件につきましては、日程第5から日程第10までの6案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第5から日程第10までの6案件について、秘密会で審議すること、

また、議事運営を効率的に行うため、日程第11の案件につきましては、日程第5から日程第10までの6案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、日程第5から日程第10までの6案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

岩元教育長

それでは、秘密会に属する案件に関するものを除き、議案書等を閲覧用として傍聴人に配布して下さい。

(事務局より配布)

岩元教育長

日程第1・議事録署名委員の指名につきましては、今回は赤尾委員と黒田委員にお願いいたします。

日程第2・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布しております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、前回議事録の承認につきまして、原案のとおり承認することいたします。

つづきまして、日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。

まず、私から、1月21日(土)に実施しました「第34回人権・平和の集いはばたけ豊中の子どもたち」についてご報告いたします。

豊中市立文化芸術センター大ホールにおいて、3年ぶりに開催されました。

本集いは、学校園で取り組まれている表現活動を通して、人権・平和について、保護者はもとより広く市民に発信することを目的として、教育委員会と人権教育研究協議会の共催で例年1月に開催しており、当日は約600人の来場がありました。

今回は、箕輪、庄内、千成、野田の計4小学校の児童と、とねやまこども園の園児が、平和の尊さや命の重み、思いやりの大切さについて合唱や劇などの活動を通して学んだ成果を発表しました。

岩元教育長

その他、事務局から報告させます。

小野事務局長

私から感染症について報告致します。

1月31日に開催された大阪府の本部会議において、大阪モデルの指標については、「非常事態（赤信号）」の解除の目安に到達したことから、「警戒（黄信号）」に移行しました。本市における、1週あたりの感染者数についても、ピーク時の600人前後から160人程度まで落ち着いている状況となっています。

学校関係者は先月の教育委員会会議以降、昨日まで、小学校39校、中学校14校で合計387人の陽性者が確認されています。

一方でインフルエンザについては、先月から増加傾向にあり、市内における定点あたりの患者数は、1月2日時点の2.46から4週間後の1月30日には28.08まで上昇しており、警報レベルとなる30に迫る状況になっています。

また感染性胃腸炎についても上昇傾向で、市内における定点あたりの患者数について、近年この時期は5.0を超えることはありませんが、今年については6.78となっています。

この間、学級休業は小学校34校、中学校11校の合計45校で、学年休業は小学校で1校となっていますが、約8割はインフルエンザによるものでございます。

岩元教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、教育長等の報告についてを終了することにいたします。

つづきまして、日程第4・議案第1号・「豊中市学校教育審議会規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。

内容の説明をお願いいたします

田上次長

議案第1号・豊中市学校教育審議会規則の一部を改正する規則の設定について、内容のご説明を申し上げます。議案書の2頁及び3頁をお開きください

本件は、学校教育審議会において、次年度以降小中一貫教育を前提とした学校運営計画に関する議論が主となることから、委員定数を整理し議論の醸成を図りやすくするため、議案書のとおり豊中市学校教育審議会規則の一部改正を行い、審議会委員を10人以内で組織することとさせていただきたく、お諮りさせていただくものでございます。

以上ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくをお願いいたします。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、議案第1号・「豊中市学校教育審議会規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第4・議案第1号・「豊中市学校教育審議会規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第11・「その他」といたしまして、「小中一貫教育の推進

に向けた基本的な考え方の意見公募について」及び「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」の2点を、事務局より報告のうえ、意見交換を行います。

それでは、1点目の「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方の意見公募について」、内容の説明をお願いいたします。

藤崎主幹

資料その他（1）をご覧ください。

本案件につきましては、これまで、学校教育審議会においてご議論をいただいております。「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」につきましては、昨年12月に同審議会から答申を受けております。

その原案をもとに令和5年3月1日から3月22日までパブリックコメントを実施し、広くご意見を承り、その後「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」の方針として取りまとめを行っていきたいと考えております。

岩元教育長

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

（ありませんの声あり）

岩元教育長

それでは、2点目の「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」事務局より報告させます。

田中課長

資料その他（2）をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、これまで2類感染症相当とされていましたが、5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけが変更される予定です。マスクの着用については、行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の判断に委ねることを基本として検討することとされ、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされました。しかしながら、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式は学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な

意味を有する教育的意義に鑑みて、卒業式におけるマスクの取扱い等についての考え方が文部科学省及び大阪府教育庁から示されております。国及び府からの通知内容を踏まえ、市教育委員会といたしましても早急に内容を検討し、小中学校に通知を行う予定でございますので、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。なお、来年度の入学式におけるマスクの取扱い等の通知は別途お示しされると聞いております。

卒業式におけるマスクの取扱い等について、児童生徒及び教職員については、マスクを外すことを基本とされ、来賓や保護者等はマスクを着用するとの考え方が示されております。また、児童生徒においては、入退場時、校長等による式辞や来賓等による祝辞等の時、卒業証書が授与される時、送辞、答辞を述べる時はマスクを外しても差し支えないとされ、児童生徒以外においても壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等、卒業証書を授与する校長等はマスクを外して差し支えないと示されております。

ただし、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施することとされています。

留意事項としては、基礎疾患があるなど様々な事情によりマスク着用を希望する児童生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすることや、卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うことなどが示されております。現時点においてもマスクの着脱は強制ではありませんが、同調圧力に関することを含まれた内容であると解するべきであると考えております。

通知における記載内容について、「外すことを基本とする」との表現と「外して差し支えない」との表現があり、それぞれで受け止め方が違ってくことも考えられます。3月末までは卒業式を除いてはメリハリのある着脱を行う運用をしていた中で、卒業式の教育的意義を考慮した通知が発出されましたので、市教育委員会として早急に検討してまいりたいと考えております。

岩元教育長

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

松本委員

学校や教職員がマスクの着脱を強いることはないと思いますが、中学生においては、生徒の中で、全員がマスクを外す方が良いのではないかとの話が出る場合もあると感じます。着脱は個人の選択によるものですので、生徒からの同調圧力により一方的な

方向になることのないように指導も同時にお願いしたいと思います。

山野委員

結果的に個人がマスクの着脱の判断をすることになるとと思いますが、保護者のお考えも様々であり、また、子どもたち自身にも持病があるなど様々な配慮すべきことや言えないことがあると思います。そのため、周りの子どもたち、保護者、先生方、地域の方々にとって差別や偏見などが無いように、また、先生方の説明や保護者の理解を得ていただくなど、着脱を強いることが無いよう、事前の対応が大切になると思います。通知の内容を周知する前に学校の中で、教職員がしっかりと話し合い、それぞれの学校の方向性を認識した上で、子どもたち等への説明をお願いしたいです。

岩元教育長

マスクの問題は子どもたちの心の問題と深く関わっており、現在も学校活動の中で、マスクを外す場面では外すようにとの指導をしておりますが、全員がマスクを外すわけではなく、一定数はマスクを着用しています。それは、これまでの3年間に渡りマスクを着用してくださいと言い続けていたことなどから、マスクを着用することが子どもたちにとって当たり前になっている背景があり、急にマスクを外すことにためらいを感じる児童生徒が一定数いると思っております。

国及び府からの通知がなければ、これまでの取扱い通りにマスクの着用を基本として卒業式を実施する予定でありましたが、外すことを基本とする通知が示されたことを踏まえ、仮に通知の内容通りに実施するとなると、急に卒業式のみはマスクを外すという形になります。そのことについて、強制はしないとありますが、基本は外すとのルールになる中で、子どもたちが外す、着用するとの判断を行うことになり、保護者の方々も同様に考えることになります。そのことが、本来であれば、学校生活の中の節目の行事であり子どもたちがしっかりと専念していく卒業式において、子どもたちや保護者の方々にとって、混乱や負担を強いることになるのではないかと懸念しております。

4月以降にマスクを着用しないことに関しては、大賛成であり、第8波も収まってきており、また5類への見直しも一定示されている中で、学校においては、年度の当初からマスクを外していくことについては、異論はありませんが、卒業式に関しては子どもたちの実態を考えた時に、子どもたちの内面の部分で少しデリケートなところがあると感じるため、学校においても非常に丁寧に子どもたちに説明等を行い、また、差別や同調圧力がないようにしっかりと指導していくきめ細かな配慮が必要であると感じています。

黒田委員

マスクを外す非常に良いきっかけであり、個人としては1日でも早く外させてあげたいとの思いがあります。また、これまで着用としていたマスクを外すことは非常に大きなことでもありますので、可能であれば、中学生においては生徒たちでマスクの着脱に関して考える機会を設けることも良いきっかけになるのではないかと思います。

岩元教育長

マスクの着用は個人の選択になるため、個人の意思を尊重するということはどのようなことであるか、自分事として考える良いタイミングになることも考えられます。

近々、教育委員会から学校に対してしっかりと配慮した形で通知を行いますが、学校現場の意見も聞きながら慎重に考え進めていきたいと思っております。

岩元教育長

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、日程第11・「その他」についてを終了することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。

傍聴人の方は退席をお願いいたします。